

労働者代表者として、労働組合の組織を促進し、労働者の権利を擁護することを目的とする。労働者は、労働契約の締結、履行、変更、終了等に関する事項について、労働組合を通じて交渉し、協議し、争議を提起し、解決を図る権利を有する。労働者は、労働組合の組織を促進し、労働者の権利を擁護することを目的とする。労働者は、労働契約の締結、履行、変更、終了等に関する事項について、労働組合を通じて交渉し、協議し、争議を提起し、解決を図る権利を有する。

又、労働者は、労働契約の締結、履行、変更、終了等に関する事項について、労働組合を通じて交渉し、協議し、争議を提起し、解決を図る権利を有する。労働者は、労働契約の締結、履行、変更、終了等に関する事項について、労働組合を通じて交渉し、協議し、争議を提起し、解決を図る権利を有する。労働者は、労働契約の締結、履行、変更、終了等に関する事項について、労働組合を通じて交渉し、協議し、争議を提起し、解決を図る権利を有する。労働者は、労働契約の締結、履行、変更、終了等に関する事項について、労働組合を通じて交渉し、協議し、争議を提起し、解決を図る権利を有する。

(協 調 會 勞 働 課)